

		制服（冬）	1	4
		制帽（夏・冬）	1	4
		防塵眼鏡	1	2
		作業服（夏）	2	2
		作業服（冬）	2	2
		防寒着	1	3
		雨ガッパ	1	4
		整備靴	1	2
		作業靴	1	4
	(3) 消防隊員	制帽（夏・冬）	1	4
		防塵眼鏡	1	2
		救助服（バンド付き）（夏）	2	2
		救助服（バンド付き）（冬）	2	2
		防寒着	1	2
		雨ガッパ	1	4
		作業靴	1	4
		安全靴	1	2

別表17の項及び18の項を次のように改める。

17	各種試験研究、鑑定等に從事する職員	(1) 環境農業推進課に勤務する職員で、肥料検査の業務に従事するもの	予防衣 作業服	1 1	2 2
		(2) 衛生研究所に勤務する職員	予防衣	2	2
		(3) 工業技術センター（食品開発課を除く。）に勤務する職員	作業服 安全靴	2 1	2 3
		(4) 工業技術センター食品開発課に勤務する職員	予防衣 作業服 作業靴	1 1 1	2 2 3
		(5) 紙産業技術センターに勤務する職員	予防衣 作業服 作業靴 安全靴	1 2 1 1	2 2 3 2
		(6) 海洋深層水研究所に勤務する職員	作業服 作業靴	2 1	2 2

		(7) 農業技術センター、農業技術センター果樹試験場、農業大学校、畜産試験場、内水面漁業センター又は水産試験場に勤務する職員	作業服 雨ガッパ 作業靴	2 1 1	2 3 2
		(8) 農業技術センター茶業試験場に勤務する職員	作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴 防寒靴	2 1 1 1 1	2 3 3 2 3
		(9) 農業担い手育成センターに勤務する職員	作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴	2 1 1 1	2 3 3 2
		(10) 森林技術センターに勤務する職員	作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴 安全靴	2 1 1 1 1	2 3 3 2 4
		(11) 環境研究センターに勤務する職員	作業服	2	2
18	と畜検査員	食肉衛生検査所に勤務する職員	予防衣 作業服（夏） 作業服（冬） 作業帽 眼鏡 作業靴	2 2 2 2 1 1	2 2 2 2 2 2

別表24の項から29の項までを次のように改める。

24	計量検定所に勤務する職員	作業服 防寒着 安全靴	1 1 1	2 3 4
25	職業訓練業務に従事する職員（技術系統の科目の訓練業務に従事する職員に限る。）で、板金、溶接その他の技術を指導するもの	作業服 帽子 安全靴	2 1 1	2 2 2

26	農業振興センター又は病害虫防除所に勤務する技術職員		作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴	1 1 1 1	2 3 3 2
27	農業振興センターに勤務する職員で、地籍調査、用地又は管理関係の業務に従事するもの		作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴	1 1 1 1	2 3 3 2
28	工事の設計、監督若しくは建設検査に従事する土木技術職員又は施設の機械設備若しくは電気設備の整備若しくは保守の業務に従事する職員	農業振興センター、技術管理課又は土木事務所に勤務する職員	作業服(夏) 作業服(冬) 防寒着 雨ガッパ 作業靴 安全靴	1 1 1 1 1 1	2 2 3 3 2 4
29	農耕作業又は動物飼育作業に従事する職員	(1) 農業技術センター総務課、農業技術センター果樹試験場、農業大学校又は畜産試験場に勤務する職員	作業服 雨ガッパ 作業靴	2 1 1	2 3 2
		(2) 農業技術センター茶業試験場に勤務する職員	作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴 防寒靴	2 1 1 1 1	2 3 3 2 3
		(3) 農業担い手育成センターに勤務する職員	作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴	2 1 1 1	2 3 3 2

別表31の項及び34の項までを次のように改める。

31	森づくり推進課に勤務する技術職員で、県営林事業の業務に従事するもの		作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴 安全靴	1 1 1 1 1	2 3 3 2 4
32	林業事務所に勤務する技術職員		作業服(夏) 作業服(冬) 防寒着	1 1 1	2 2 3

			雨ガッパ 作業靴 安全靴	1 1 1	3 2 4
33	漁業管理課に勤務する職員で、漁船の検認の業務に従事するもの		作業服(夏) 作業服(冬) 防寒着 雨ガッパ 作業靴 安全靴	2 2 1 1 1 1	2 3 3 3 3 4
34	漁業取締船乗組員		制服(夏) 制服(冬) 制帽(夏・冬) 作業服(夏) 作業服(冬) 防寒着 雨ガッパ 作業靴	2 2 1 1 1 1 1 1	2 3 5 2 3 5 3 2

別表36の項及び37の項を次のように改める。

36	用地対策課、河川課又は土木事務所に勤務する職員で、地籍調査、用地又は管理関係の業務に従事するもの		作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴 安全靴	1 1 1 1 1	2 3 3 2 4
37	公園下水道課に勤務する職員で、高須浄化センターで業務に従事する技術職員		作業服(夏) 作業服(冬) 防寒着 雨ガッパ 作業靴 安全靴	2 2 1 1 1 1	2 3 3 3 2 2

別表40の項を次のように改める。

40	土木事務所に勤務する職員で、道路維持業務に従事する道路整備員		作業服(夏) 作業服(冬) 防寒着 雨ガッパ 作業靴 安全靴	2 2 1 1 1 1	1 2 3 2 1 1
----	--------------------------------	--	---	----------------------------	----------------------------

別表注を削り、別表に備考として次のように加える。

- 備考 1 被服の数量の単位は着、個、組又は足と、貸与期間の単位は年とする。
2 作業服については、上衣及びズボンを原則とするが、上衣2着又はズボン2着の組合せとすることができる。
3 作業靴は、ゴム長靴、地下足袋、運動靴その他作業に使用する靴とする。
4 新規採用職員に対して貸与する作業服については、2着（作業服に夏及び冬の別がある場合にあっては、各2着）を限度とすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県職員被服貸与規則の規定により貸与している被服については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第29号****高知県庁舎管理規則の一部を改正する規則**

高知県庁舎管理規則（平成5年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、「庁舎）」を「「庁舎）」に改め、同条第3号中「第23条第1号」を「第21条第1号」に改める。

第3条第1項中「総務部長」を「高知県総務部長（次項において「総務部長」という。））」に改める。

第5条第3項中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第7条第7号中「道路交通法第2条第9号の」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する」に改める。

第8条第2項中「相当と」を「相当であると」に改める。

第11条第1項第3号中「同条第3項の」を「同条第3項の規定に基づき付した」に改め、同条第4項中「第7条」を「第7条各号」に改める。

第14条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「事項は、」を「事項は、知事が」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第30号**高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則**

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第23条第1号」を「第21条第1号」に改める。

別表中「高知県立大方高等学校 高知県立宿毛高等学校大月分校」を「高知県立大方高等学校」に、「高知県農業技術センター 高知県農業技術センター山間試験室」を「高知県農業技術センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

 訓 令
 公 営 企 業 局 訓 令
 教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第1号
 高知県公営企業局訓令第1号
 高知県教育委員会訓令第4号

本 庁
 各 出 先 機 関
 公 営 企 業 局 本 局
 公 営 企 業 局 各 事 業 所
 公 営 企 業 局 各 病 院
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
 高知県公営企業局長 門田 純一
 高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程（平成22年4月高知県公営企業局訓令第4号、高知県訓令第4号、高知県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「理事（中山間対策・運輸担当）」を「理事・東京事務所長、理事・産学官民連携センター長、理事・大阪事務所長、理事（中山間対策・運輸担当）」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

 訓 令
 公 営 企 業 局 訓 令
 教 育 委 員 会 訓 令
 警 察 本 部 訓 令
 監 査 委 員 訓 令

高知県訓令第2号
 高知県公営企業局訓令第2号
 高知県教育委員会訓令第5号
 高知県警察本部訓令第11号
 高知県監査委員訓令第2号

本 庁
 各 出 先 機 関
 公 営 企 業 局 本 局
 公 営 企 業 局 各 事 業 所
 公 営 企 業 局 各 病 院
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
 警 察 本 部
 警 察 署
 監 査 委 員 事 務 局

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
 高知県公営企業局長 門田 純一
 高知県教育委員会委員長 小島 一久
 高知県警察本部長 國枝 治男
 高知県代表監査委員 田中 克典

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程（平成19年4月高知県訓令第17号、高知県公営企業局訓令第8号、高知県教育委員会訓令第10号、高知県警察本部訓令第20号、高知県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「理事（東京事務所）」を「理事・産学官民連携センター長」に改める。
 別表第2中「総務部政策企画課企画監（政策推進担当）」を削り、「総務部財政課企画監（執行管理担当）」を「総務部財政課企画監（執行管理・調整担当）」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第190号

高知県農業技術センター種苗配付規程（平成3年4月高知県告示第204号の4）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

第1条第1項中「第4条第1項の」を「第4条第1項に規定する」に、「第20条第1項の」を「第20条第1項に規定する」に改め、同条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第8条中「、高知県農業技術センター山間試験室」を削る。

高知県告示第191号

平成21年3月高知県告示第246号（高知県建設工事共通仕様書）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

本文中「高知県土木部建設検査課」を「高知県土木部技術管理課」に改める。